

**年度モニタリング
(平成 29 年度)**

施設名称	志津児童センター 上志津学童保育所外 6 学童保育所
施設概要	志津児童センター (所在地) 〒285-0846 佐倉市上志津 1672 番地 7 (施設構造) 鉄骨コンクリート造、地上 4 階建 (志津市民プラザ 3 階) (敷地面積) 4,760.13 m ² (延床面積) 3,123.61 m ² (児童センター部分 328 m ²) (建築年月) 平成 27 年 11 月 (開設年月) 平成 27 年 12 月 (施設内容) 事務所、遊戯室、図書室 (基盤設備) 電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、ガス：液化天然ガス、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ 各学童 1. 上志津学童保育所 (所在地) 〒285-0846 佐倉市上志津 1764 番地 6 (施設構造) 鉄骨造、地上 1 階建 (敷地面積) 1,476 m ² (延床面積) 302 m ² (建築年月) 昭和 54 年 3 月 (開設年月) 昭和 54 年 4 月 (施設内容) 学童保育室 (1 室) 遊戯室 図書室 事務室 (基盤設備) 電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、ガス：液化石油ガス、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ (定員) 定員：60 名 *入所児童数 50 名 (平成 29 年 4 月 1 日時点) (対象学年) 1 年生～6 年生 2. 第二上志津学童保育所 (所在地) 〒285-0846 佐倉市上志津 1752 上志津小学校敷地内 (施設構造) 木造、地上 2 階建 (敷地面積) 700 m ² (延床面積) 140 m ² (建築年月) 平成 28 年 3 月 (開設年月) 平成 28 年 4 月 (施設内容) 学童保育室 (2 室) (基盤設備) 電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、ガス：

液化石油ガス、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ

(定員) 定員：50 名 *入所児童数 37 名 (平成 29 年 4 月 1 日時点)

(対象学年) 1 年生～2 年生

3. 西志津学童保育所

(所在地) 〒285-0845 佐倉市西志津 4 丁目 26 番 1 号 (単独施設、志津保育園敷地内)

(施設構造) 木造、地上 2 階建

(敷地面積) 2,413 m²

(延床面積) 82 m²

(建築年月) 平成 6 年 2 月

(開設年月) 平成 6 年 4 月

(施設内容) 学童保育室 (2 部屋)

(基盤設備) 電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、ガス：都市ガス (13A)、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ

(定員) 定員：30 名 *入所児童数 34 名 (平成 29 年 4 月 1 日時点)

(対象学年) 1 年生～6 年生

4. 第二西志津学童保育所

(所在地) 〒285-0845 佐倉市西志津 7 丁目 2 番 1 号 (西志津小学校内)

(施設構造) 鉄骨造、地上 2 階建

(敷地面積) 26,200 m²

(延床面積) 976.14 m²

(建築年月) 平成 28 年 3 月

(開設年月) 平成 28 年 4 月

(施設内容) 学童保育室 (2 部屋) 多目的室 教室 4 資料室

(基盤設備) 電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、ガス：都市ガス (13A)、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ

(定員) 定員：50 名 *入所児童数 57 名 (平成 29 年 4 月 1 日時点)

(対象学年) 1 年生～3 年生

5. 第三西志津学童保育所

(所在地) 〒285-0845 佐倉市西志津 7 丁目 2 番 1 号 (西志津小学校内)

(施設構造) 鉄骨造、地上 2 階建

(敷地面積) 26,200 m²

(延床面積) 976.14 m²

(建築年月) 平成 28 年 3 月

(開設年月) 平成 28 年 4 月

(施設内容) 学童保育室 (2 部屋) 多目的室 教室 4 資料室

(基盤設備) 電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、ガス：都市ガス (13A)、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ

(定員) 定員：40 名 *入所児童数 40 名 (平成 29 年 4 月 1 日時点)

(対象学年) 1 年生～3 年生

	<p>6. 下志津学童保育所</p> <p>(所在地) 〒285-0843 佐倉市中志津4丁目26番16号(下志津小学校内)</p> <p>(施設構造) 鉄筋コンクリート造、地上1階建</p> <p>(敷地面積) 18,990 m²</p> <p>(延床面積) 5,753 m² (学童保育部分 200 m²)</p> <p>(建築年月) 昭和42年3月</p> <p>(開設年月) 平成13年4月</p> <p>(施設内容) 学童保育室(2部屋)</p> <p>(基盤設備) 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:都市ガス(13A)、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ</p> <p>(定員) 定員:65名 *入所児童数 40名(平成29年4月1日時点)</p> <p>(対象学年) 1年生~6年生</p> <p>7. 南志津学童保育所</p> <p>(所在地) 〒285-0842 佐倉市下志津原164番地2(南志津小学校内)</p> <p>(施設構造) 鉄筋コンクリート造、地上4階建</p> <p>(敷地面積) 29,036 m²</p> <p>(延床面積) 818 m² (学童保育部分 128 m²)</p> <p>(建築年月) 昭和49年7月</p> <p>(開設年月) 平成20年4月</p> <p>(施設内容) 学童保育室(2部屋)</p> <p>(基盤設備) 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、ガス:都市ガス(13A)、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ</p> <p>(定員) 定員:65名 *入所児童数 74名(平成29年4月1日時点)</p> <p>(対象学年) 1年生~6年</p>
<p>施設の設置目的</p>	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与えると同時に、地域の子育て支援を行い、子供を心身ともに健やかに育成することを目的として設置された施設であります。</p> <p>学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的としています。</p>
<p>指定管理者</p>	<p>テルウェル東日本株式会社</p>
<p>指定期間</p>	<p>平成26年4月1日~平成31年3月31日</p>
<p>委託料</p>	<p>380,667,172円(平成29年度支払額 84,908,635円)</p>
<p>市所管課</p>	<p>健康子ども部子育て支援課</p>
<p>第三者</p>	<p>志津児童センター運営委員会</p>

①業務点検

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
— (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

区分	評価項目	評価欄	
		指	市
I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所時間	開所時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A	A
適正利用	利用・減免等の手続は規定にのっとって正規に行われているか。	A	A
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。	A	A
法令遵守	関連規定を理解し、法令遵守が確保されているか。	A	A
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	S	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A	A
	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。	A	A
廃棄物処理	適正な方法（分別等）と頻度により廃棄されているか。	A	A
	廃棄物の減量に努めているか。	A	A
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。	A	A
	快適に利用できる環境となっているか。	A	A
公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。	A	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A	A
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。	A	A
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A	A
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。	S	S
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A	A
	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。	A	A
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。	A	A
	夜間・休所日警備に支障はないか。	A	A
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。	A	A

	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。	A	A
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A	A
	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。	A	A
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。	A	A
	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。	-	-
3 施設運営業務に関する基準			
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A	A
利用料金 徴収	出納簿等は整備されているか。	A	A
	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。	A	A
	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A	A
物品販売 等許可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。	A	A
記録業務	日報や各種記録（文書・画像・音声・映像等）を行い、整理しているか。	A	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A	A
	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。	A	A
	Web サイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A	A
意見等 受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A	A
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。	A	A
	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A	A
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。	A	A
	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A	A
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。	A	A
	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。	A	A
【児童センター】			
日常業務	遊ぶ際を守るべき事項が、利用者に理解できるように周知されているか。	A	A
	乳幼児と保護者が日常的に利用しやすく、保護者同士が交流する機械が設けられているか。	A	A
	異なる学校や年齢の児童が交流できる場となっているか。	A	A
	中高生が利用しやすい場となっているか。	B	B

【学童保育所】			
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われているか。	A	A
統括施設	統括施設（児童センター）から各学童保育所へのフォロー体制は整備されているか。	A	A
日常事業	学童での1日の過ごし方は望ましい内容か。	A	A
	保護者への対応、コミュニケーションはとれているか。	A	A
	学校との連絡体制は適切にとられているか。	S	S
4 経理事項に関する基準			
財務処理	財務事務処理規程が定められ、遵守されているか。	A	A
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。	A	A
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。	A	A
5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を市へ提出しているか。	A	A
6 目的外業務に関する基準			
行政財産 使用許可	目的外業務（公衆電話設置等）の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。	—	—
	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。	—	—
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。	A	A
	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。	A	A
	労働時間の管理は適切になされているか。	A	A
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。	A	A
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。	A	A
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	S	A
研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。	A	A
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。	A	S
接 遇	職員（スタッフ）は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A	A
	職員（スタッフ）のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A	A
3 一部業務委託（再委託）に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。	A	A
報 告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。	A	A
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。	A	A
4 運営協力体制に関する基準			

協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A	A
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。	A	A
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。	A	A
	非常時の連絡体制は確立されているか。	A	A
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。	A	A
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。	-	-
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。	A	A
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。	A	A
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。	A	A
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。	-	-
	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。	A	A
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。	A	A
	情報セキュリティ（コンピュータウイルス対策等）は万全か。	A	A
7 事業計画及び事業報告に関する基準			
書類提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。	A	A
	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。	A	A
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。	A	A

【意見記述欄】業務点検	
指定管理者	<p>児童センター及び学童保育所の美観を常時保つために、日常的清掃を重点的に取り組むとともに、補修等を適切に行っています。</p> <p>そして、学校行事等に積極的に参加するとともに、日常的に報告・連絡・相談を行うなど、学校との連携を密にしながら、子どもたちの健全育成に努めています。</p> <p>また、児童センターと学童保育所及び学童保育所間で職員の相互応援体制を整え、適切で効率的な人員配置に努めています。</p>
市	<p>施設の維持管理について、常に配慮し、積極的な修繕対応等をしており、利用者が安心して利用できる環境の提供に努めていることに対して評価することができます。</p> <p>エリア内の学校とも積極的に連携を図っており、気になる児童の対応等について学校ともスムーズに情報共有が図ることができております。</p> <p>引き続き、地域や学校と連携を図り、児童の健全育成に努めていただくことを期待します。</p> <p>中高生の放課後等の居場所の提供としては、ニーズの把握に努め、更なる事業の提供が期待されます。</p>

②利用状況等分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数 (人)	33,039	31,522	28,806	87.2	91.4

学 童	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
利用料金収入 (円)	23,929,750	25,272,000	25,436,500	106.3	100.7
減免申請者数/月	71	71	71	100.0	100.0
登録児童数/月 (上志津学童)	40	60	48	120.0	80.0
(第二上志津学童)	36	50	37	102.8	74.0
(西志津学童)	26	30	33	126.9	110.0
(第二西志津学童)	50	50	56	112.0	112.0
(第三西志津学童)	42	40	41	97.6	102.5
(下志津学童)	47	65	36	76.6	55.4
(南志津学童)	63	65	68	107.9	104.6

[意見記述欄] 利用状況等分析	
指定管理者	<p>児童数が減少傾向にある下志津小学校区の学童保育所の利用者は、前年度と比較し減少しましたが、上志津・西志津・南志津の3小学校区の学童保育所の利用者は増加傾向にあります。学童保育所を利用される家庭の割合が増えていることから、今後も全体としては微増傾向が続くと思われま。</p> <p>平成28年度の児童センターの利用者数は、新規オープンが影響し大幅に増加しました。平成29年度は、その反動などもあり、12.8%の減少となりましたが、今年度4、5月の利用者数は、昨年度同期と比べ20%増加してきていますので、さらに魅力的な事業運営と情報発信に努めていき、利用者の増加に努めて参ります。</p>
市	<p>児童センターの利用者数については、昨年度は12月の移転に伴う大幅増がありましたが、今年度については、通常の利用人数に落ち着いているものと思います。施設</p>

のキャパシティを超える利用者数というのは、安全面から好ましいとは言えない面もあることから、今年度の利用者数の維持を図ったうえで、利用者満足度の向上を目標に、事業展開を期待します。

学童保育所については、女性の就業率の上昇などから、児童数の減少でも学童保育所の利用ニーズは増える傾向にあります。今後も、適正な人員配置を行い、児童の安全を確保できる環境の中で、児童の受け入れに努めていただくようお願いいたします。

③経営分析

経営分析指標 (児童センター)	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入 (円)	26,008,046	26,008,046	26,008,046	100.0	100.0
支出 (円)	25,722,829	25,700,920	25,901,018	100.7	100.8
収支 (円) 〈収入－支出〉	285,217	307,126	107,028	37.5	34.8
人件費比率 (%) 〈人件費／支出〉	88.7	88.9	87.2	—	—
利用者当たり管理コスト (円) (支出／述べ利用者数)	778	815	899	115.6	110.3
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料／述べ利用者数)	787	825	902	114.6	109.3

経営分析指標 (学 童)	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入 (円)	85,642,619	87,072,589	86,782,649	101.3	99.7
支出 (円)	82,300,731	83,854,880	84,216,498	102.3	100.4
収支 (円) 〈収入－支出〉	3,341,888	3,217,709	2,566,151	76.8	79.8
利用料金比率 (%) 〈利用料金収入／収入〉	27.9	29.0	29.3	—	—
人件費比率 (%) 〈人件費／支出〉	90.7	89.3	88.8	—	—
利用者当たり管理コスト (円) (支出／平均登録数(月))	270,726	232,930	264,001	97.5	113.3
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料／平均登録数(月))	193,752	163,612	184,641	95.3	112.9

経営分析指標 (全 体)	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入 (円)	111,650,665	113,080,635	112,790,695	101.0	99.7
支出 (円)	108,023,560	109,555,800	110,117,516	101.9	100.5
収支 (円) 〈収入－支出〉	3,627,105	3,524,835	2,673,179	73.7	75.8

[意見記述欄] 経営分析	
指定管理者	<p>下志津学童保育所を除く 6 学童保育所の利用者数の増加に伴い、利用料収入が増加となりました。</p> <p>また、支出においては光熱水費及び上志津学童保育所の植栽を実施したことにより前年度より増加となりました。</p>
市	<p>1 年目・2 年目は支出超過となっておりますが、昨年度から収支がプラスとなり、今年度の収支により、全体の収支がプラスとなりました。</p> <p>配置基準を遵守した上での、計画的な人員配置が継続されており、施設管理に関して、すべて外部委託するのではなく、自社で対応するなどして経費節減を図ったことも収支の改善に影響しているものと考えます。</p> <p>引き続き、利用者への影響を出不さず、収支のバランスを取った運営を期待します。</p>

④業務実施状況確認

【児童センター単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>子育て中の親子が一日ゆっくり安心して過ごせる居場所を提供することにより、利用者を増加させていきます。</p>	<p>「パパのサンデー赤ちゃん広場」を開催しました。夫婦揃っての参加が多く、育児不安を取り除き、夫婦が協力して子育てを行っていく支援活動となりました。</p> <p>ちびっこ広場を、火・木・金曜日に開催しています。季節の行事や、工作、外部講師による親子体操等を取り入れています。</p>
<p>子どもたちが楽しく充実感をもって活動できる場を提供することにより、利用者の増加を図っていきます。</p>	<p>茶道・生け花教室や囲碁将棋教室など伝統的な文化にふれる機会を提供しています。</p> <p>卓球台開放(毎日)は小中学生が、体を動かし、交流する場となっています。</p> <p>また、フレンドリークラブ(こどもボランティア)は、美化活動やセンターの行事のお手伝いに意欲的に取り組んでいます。</p>

【児童センター中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>子どもが健やかに成長し、自立していくため、地域で温かく見守られる中で多様な人との交流を得られ、家庭が子育て力を高めていけるような関わりができる場や機会＝「成長空間」を創りだします。</p> <p>また、子どもとその家庭が豊かな関わり合いを持てる場を広げていくため、地域の中で支援の担い手を増やし、その連携を図ることにより、「成長空間」を支える「地域力」を高めます。</p>	<p>各事業につきましては、赤ちゃん広場、子どもの各教室では地域ボランティアの方々、また、センターまつり・成木もちづくりの機会には、地域交流会の方々、そして、社会福祉協議会、高齢者クラブ、中学生の皆様のご協力をいただき、進めてまいりました。</p> <p>また、毎年実施しているプロナチュラリスト佐々木洋先生による自然観察会は、毎回、好評で、子どもたちの自然に対する興味関心を高める一助となっています。</p>

【学童単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<p>保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに全力で取り組んでいきます。</p>	<p>QRコードを利用した「子ども見守りサービス」を全学童保育所に導入したことで、保護者が子どもたちの登所・降所の時刻をメールで確認できるようになり、より一層の安心に繋がっています。</p> <p>また、携帯型非常通報装置（ココセコム）を各学童保育所に配置しています。</p>
<p>開所時間、休所日については、現行の体系を踏襲します。</p>	<p>台風・大雨・学級閉鎖等により急遽開所時間を変更する必要がある場合には、学校との連携を密にしながら、指導員のシフトを変更し適切に対応することができました。</p>
<p>アンケート調査による意見収集を実施し、分析・評価し、運営の改善に生かします。</p>	<p>学童保育所児童の保護者の要望を把握するためアンケート調査を実施するとともに、次年度実施に向けた検討をしました。</p>

【学童中・長期計画】

	実施状況・効果
<p>子どもたちが心温まる雰囲気の中でたくさんの友だちやスタッフと生活を共にし、のびのびと過ごせる環境を整えます。「佐倉市学童保育所設置及び管理に関する条例」等関係法令を遵守し、家庭の三要素といえる「遊びの場」「生活の場」「学びの場」を兼ね備えた居場所となるような学童保育所を目指し、4つの環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の安全を第一に考え、のびのびと楽しく充実した時を過ごせるようにする。 ・常に見守り、子どもに安らぎを与える。 ・子どもの自主性を重んじ、社会性を身につける。 ・子どもがリラックスできる環境を整え、異年齢間の関わりを大切にしながら仲間意識、他者への思いやりなどの人間関係を学び、社会性を身につける。 	<p>各学童保育所において、地域ボランティアの方によるおはなし会や、季節行事を取り入れたお楽しみ会を、開催しています。</p> <p>また、いじめ防止や人権の大切さを学ぶ機会として、夏休みに各学童保育所において、佐倉市人権擁護委員の方による、児童向けの人権研修や名取住職による講話会を開催しました。</p> <p>なお、学童指導員の資質向上のために、千葉県放課後児童クラブ指導員研修会をはじめとする各種研修に、積極的に参加する機会を設けてきました。</p> <p>そして、7学童全体の指導員交流会を年2回開催し、指導員の交流及び意識向上をはかると共に、各学童保育所での保育方法や工作などの優良事例の発表・情報共有することに取り組んできました。</p>
<p>センター及び学童保育所間の指導員の相互応援体制を確立し、合理的な人員配置を行うとともに、指導員の資質向上や運営の標準化を図っていきます。</p>	<p>児童センターの行事に学童保育所指導員をスタッフとして配置したり、学童保育所の繁忙期に児童センター職員が応援に入ったりしています。</p> <p>また、学童保育所相互の応援も積極的に進めて参りました。</p>

[意見記述欄] 業務実施状況確認

指定管理者	<p>児童センター及び学童保育所の業務実施にあたっては、業務基準書に沿って実施するとともに、学童指導員、インストラクター、職員が一丸となって、子どもたちの健全育成と子どもや親子が一日ゆっくり安心して過ごせる居場所となるよう創意工夫し、取り組みました。また、学童保育所の横の連携を深めるための職員交流会など職員研修の充実にも力を入れていきます。</p> <p>そして、志津児童センターとして、職員の相互応援体制を確立し、効率的な人員配置や職員の資質向上等に努めていきます。</p>
市	<p>昨今の育児に参加したい父親のニーズをとらえ、父親を対象とした事業を企画することにより、家族で児童館を楽しむことができるよう工夫がされていると考えます。</p> <p>地域ボランティアとの連携も盛んであることから、父親と地域の皆さんとの接点の場として児童館が活躍することを期待します。</p> <p>児童センターのイベントへの学童保育所の児童の参加も盛んとなっており、引き続き、児童センターと学童保育所の連携を図っていただくことを期待します。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	平成 29 年に、志津児童センターについては利用者を対象として、学童保育所については保護者を対象にアンケート調査を実施し、満足度・改善要望・広報についてのご意見をお聞きしました。
回答数等	志津児童センターから 67 名、学童保育所から 201 名の回答をいただきました。
実施結果	<p>志津児童センター</p> <p>(保護者 67 名)</p> <p>☆職員の対応はいかがですか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良い…65 名 (97.0%) ・普通…2 名 (3.0%) ・悪い…0 名 (0%) <p>☆館内の清掃は行き届いていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・綺麗…66 名 (98.5%) ・普通…1 名 (1.5%) ・汚い場所がある…0 名 (0%) <p>(小学生 68 名)</p> <p>☆センターは楽しいですか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい…43 名 (63.2%) ・普通…24 名 (35.3%) ・楽しくない…1 名 (1.5%) <p>学童保育所</p> <p>(保護者 201 名)</p> <p>☆お子様は学童に嫌がらずに行っていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい…183 名 (91.0%) ・いいえ…15 名 (7.5%) ・無回答…3 名 (1.5%) <p>☆指導員の対応に満足していますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい…179 名 (89.1%) ・いいえ…0 名 (0%) ・どちらとも言えない…22 名 (10.9%) <p>☆学童での生活内容等は機関紙や掲示物等で伝わっていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい…175 名 (87.0%) ・いいえ…7 名 (3.5%) ・どちらとも言えない…19 名 (9.5%)

回答者の意見等	対応策等
おやつを少なめにしてほしい。	平成 29 年度から週 3 日分と 5 日分の選択を可能にし、平成 30 年度からは、提供する量を少なめにして価格を抑えたところ、注文数が昨年同期比で 1.4 倍に増加しました。
(0 歳児の保護者より) 広場にもっと参加したい。	赤ちゃん広場(水曜日)以外にも、0 歳児をもつ親子が利用しやすいように広場を設定しました。平成 30 年度からは、木曜日を「ちびっこ&赤ちゃん広場」としたことで、幼児と 0 歳児をもつお母さんも気兼ねなく参加できると好評を得ています。

[意見記述欄] 利用者満足度調査報告

指定管理者	<p>指定管理者が改善すべき項目については、貴重なご意見として、速やかに改善したいと考えています。</p> <p>また、多くの利用者から、「満足できる」とのご意見をいただいておりますが、現状に甘んずることなく今後もさらに、学童保育所の保護者や児童、来館する子どもたちに安心・安全で楽しんでもらえる施設運営に努めてまいります。</p>
市	<p>今年度も意見や要望に適切に対応いただき、多くの利用者から、高い評価を受けております。</p> <p>引き続き、利用者の声を取り入れ、より良い施設運営を継続されることを期待します。</p>

⑥総合評価

[意見記述欄] 総合評価	
指定管理者	<p>【児童センター】</p> <p>施設の設置目的である「地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする」のために、乳幼児親子、小・中学生、高校生が、だれでも気軽に安心して立ち寄れる場所として、また、子育て中の親子や子どもにとって魅力ある施設として、利用して頂けるよう、施設運営及び施設内外環境の整備等を実施しました。</p> <p>引き続き、子育て中の親子や子どもが一日ゆっくり安心して過ごせる居場所であり、志津地区の子育て支援事業の拠点となる施設として、市との連携を密にし、佐倉市に沿った「安心・安全」な施設運営に、全力で取り組んでいきます。</p> <p>【学童保育所】</p> <p>施設の設置目的である「保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場を提供し遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援すること」のために、子どもたちに対しての安全・保護者に対しての安心を最優先し、「第二の家庭」として子どもたちが「帰りたくなる」学童保育所を目指し、学童保育所の運営と保育環境の整備を実施しました。</p> <p>引き続き、「遊びの場」「生活の場」「学びの場」「学習の場」を兼ね備えた居場所となる学童保育所となるよう、市との連携を密にして、「安心・安全」を最優先し、子ども一人ひとりが成長できる学童保育所の運営に、指導員、スタッフ一同全力で取り組んでいきます。</p>
市	<p>児童センターについては、移転に伴う一時的な利用者増も落ち着いております。</p> <p>乳幼児向けの事業については、様々な趣向を凝らしており、引き続き好評を得ておりますので、小学生や中高生向けの事業についても同様に、ニーズ把握を行い、事業展開されることを期待します。</p> <p>学童保育所については、ニーズの高い地区ですが、待機を出さないよう工夫をして運営をしていただいております。</p> <p>児童センターと学童保育所の職員の連携についても、児童センター職員の工作等の知識や経験を学童保育の児童へ提供することができ、非常に有意義であり、学童保育所でのサービス向上につながると考えますので、継続されることを期待いたします。</p>

年度モニタリング〔第三者（利用団体等）評価〕
（平成29年度）

施設名称	志津児童センター
評価者・団体	志津児童センター運営委員会

〔別記2-①〕 業務点検シート

評 価	説 明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
－（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

区 分	評価項目	評価欄
I 業務に関する基準		
1 基本事項		
【児童センター・学童保育所共通】		
開所時間	開所時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
清 掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境になっているか。	S
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
安全管理	施設内・施設外に危険箇所はないか。	S
3 施設運営業務に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Web サイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等 受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A
【児童センター】		
日常事業	遊ぶ際を守るべき事項が、利用者に理解できるように周知されているか。	S
	乳幼児と保護者が日常的に利用しやすく、保護者同士が交流する機会が設けられているか。	S
	異なる学校や年齢の児童が交流できる場となっているか。	S
	中高生が利用しやすい場となっているか。	A

交流事業	地域の高齢者等と児童の交流を図る機会が設けられているか。	S
【学童保育所】		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われているか。	—
統括施設	統括施設（児童センター）から各学童保育所へのフォロー体制は整備されているか。	A
日常事業	学童での1日の過ごし方は望ましい内容か。	A
	保護者への対応、コミュニケーションはとれているか。	A
	学校との連絡体制は適切にとられているか。	A

区分	評価項目	評価欄
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	S
接 遇	職員（スタッフ）は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員（スタッフ）のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S
2 運営協力体制に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A
3 安全管理・危機管理に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
危機管理	利用者を含めた避難訓練を実施しているか	A
	災害時の学校や保護者との連絡体制は整備されているか。	A
4 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
情報管理	個人情報の管理は適正に行われているか。	A

[別記2-⑥] 総合評価

【意見記述欄】 総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の新しいニーズを敏感に察知しながら事業展開をしているので、利用される方の満足度も高いと思います。 ・児童センター内が常に整理整頓されています。また、掲示物もわかりやすい工夫があります。 ・地域の児童センターとして人気が高く、利用者が多いにも関わらず、事故などがないということは、管理運営が徹底しているからだと思います。 ・児童センターと学童保育所の職員が連携を図りながら運営に努めています。

【労働条件チェックリスト】

この労働条件チェックリストは、使用者が事業場における労働基準関係法令等の遵守状況を自ら点検し、自主的な改善を図るためのものです。点検の結果、×印の項目は改善が必要です。また、点検項目に該当しない場合は、点検結果欄に、斜線（/）を引いてください。
 （注：労基＝労働基準法、労安＝労働安全衛生法、最賃＝最低賃金法）

NO	点検項目	結果○×	NO	点検項目	結果○×
1	常時使用する労働者が10人以上なので、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている（労基89条） 【裏面1参照】 ※常時使用する労働者が10人未満であっても作成することが望ましい	○	13	賃金は通貨で、直接労働者に（同意に基づき金融機関への振込も可）毎月1回以上、定期に全額（税金・社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可）を支払っている（労基24条）	○
2	パートタイム労働者等正社員以外の労働者を使用しているので、これに適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている（労基89条）	○	14	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っている（最賃4条）	○
3	就業規則を変更した場合は、1と同様に労働基準監督署に届け出ている（労基89条）	○	15	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、それぞれ25%（※）、35%、及び25%以上の割増賃金を支払っている（労基37条） ※月60時間を超えた時間外労働については50%以上です（中小企業には猶予措置あり）	○
4	労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示している（労基15条） 【裏面2参照】 ※シフト制等により、実際の労働日や労働時間が労働契約締結の際に確定しない労働者にも、労働日の決め方を明示している【裏面2参照】	○	16	労働者を会社の都合により休業（自宅待機等）させた場合、平均賃金の60%以上の休業手当を支払っている（労基26条）	○
5	有期労働契約の労働者には、労働契約の期間、更新の有無、更新がある場合の判断基準などを明示している 【裏面2参照】	○	17	パートタイム労働者を含むすべての労働者に法定の年次有給休暇を与えている（労基39条）	○
6	所定労働時間は、週40時間、1日8時間以内としている（労基32条） ※1ヵ月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合は、その月の開始前に労働者各人に勤務表（シフト表）を示すなどして通知している	○	18	労働者名簿・賃金台帳を作成し、保存している（労基107条、108条、109条）	○
7	次のような時間がある場合、労働時間として算定している（労基32条） a 交替制勤務における引継ぎ時間 b 業務報告書等の作成時間 c 仕事の打合せ、会議等の時間 d 参加が義務付けられている行事や研修等 e 出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	○	19	常時50人以上の労働者を使用しているため、産業医・衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせている（労安12条、13条）	○
8	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握している（労基32条） [把握方法：]	○	20	常時50人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を毎月開催している（労安18条）	○
9	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせている（労基32条、35条、36条）	○	21	常時10人以上50人未満の労働者を使用しているため、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている（労安12条の2）	/
10	9の労使協定は、「時間外労働の限度に関する基準」（厚生労働省告示）の範囲内で締結している 【裏面3参照】	○	22	労働者の安全と健康の確保のため、安全衛生教育を実施している（労安59条）	○
11	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させている（労基34条）	○	23	労働災害防止のため腰痛予防対策や交通労働災害防止対策等に取り組んでいる	○
12	休日は、毎週1回または4週を通じて4回以上与えている（労基35条）※「夜勤明け」の日は休日には該当しません	○	24	雇入れの際、及び1年以内ごとに1回（深夜業従事者には6ヵ月ごとに1回）、定期的に労働者に対し健康診断を実施している（労安66条）	○
			25	健康診断の結果を労働者に通知し、有所見者に対しては医師の意見を聞くなどの事後措置を実施している（労安66条の5、66条の6）	○
			26	働きやすい職場にするため、労働者からの仕事に関することや悩みごとなどを相談できる体制を整備している	○
			27	労働基準法・労働安全衛生法の要旨や就業規則、労使協定等を職場に備え付けるなどの方法により労働者に周知している（労基106条、労安101条）	○

◇点検実施年度：平成29年度

◇施設名：志津児童センター及び7学童保育所